

今週の専門用語



会計専門家の活用

「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律案」では公認会計士制度の見直しとして公認会計士法を改正するとともに、会計専門家の活用を図る見地から金融商品取引法に193条の4を新設。①上場会社等が公認会計士・企業財務会計士その他の会計の専門家（特段の定義はない）の活用を通じて経理知識等の維持向上を図り、金商法上の財務書類・情報の適正性の確保に努め、②有価証券報告書等に当該活用の状況を記載するものとする。

災害義援金

災害救助法の規定の適用を受ける地域の被災者のための義援金等の募集を行う募金団体に対して、個人または法人が行う寄附（最終的に国、地方公共団体に拠出されることが明らかなもの）については、国等に対する寄附金となる。個人の場合は寄附金控除の対象となり、法人の場合は全額が損金算入の対象となる（受領書等が必要）。なお、東北地方太平洋沖地震の被害を受けた地域は、都道府県により災害救助法の適用を受ける地域に指定されている。

グリーン投資減税

CO2排出削減効果等がある設備を取得した場合、取得価額の30%の特別償却（中小企業は、取得価額の7%の税額控除との選択）を認める措置。平成23年度税制改正でエネ革税制廃止と引換えに導入されるが、エネ革税制の対象設備のすべてが引き継がれない代わりに、ハイブリッド建設機械、高効率電気式工業炉（誘導過熱炉、金属溶解炉）、電気自動車用急充電設備、バイオマス利用装置（下水汚泥燃料利用関連施設）、プラグインハイブリッド自動車が新たに対象となる。

編集室

◆内閣提出法律案（閣法）計15件が3月11日、閣議決定された。当初提出予定であった閣法64件のうち51件が国会会程に至ったこととなる。◆今号特集頁で紹介した金商法等改正案も同日閣議決定された1件。本則で15法律という広範な改正を予定する同法案であるが、その後14時46分に始まった大地震の影響により3月15日現在、国会提出は未だなされていない。◆東日本大震災、東日本巨大地震、東北関東大震災……。呼称も定まらぬなか、犠牲になった方々の多さに途方に暮れそうになるが、小誌分野の的確な情報提供で微力なりとも役立ちたい。被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。（B）

週刊T&A master 第395号
2011年3月21日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp